

令和6年8月23日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和5年(ワ)第19016号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 令和6年6月11日

判 決

5 東京都千代田区六番町15番地

原 告	特定非営利活動法人消費者機構日本
同代表者理事	佐々木 幸孝
同訴訟代理人弁護士	仲居 康雄
	渡邊 洋二郎
	堀川 直資

10

東京都港区西新橋一丁目2番9号 日比谷セントラルビル14階

被 告	一般社団法人文化芸能国際交流機構
同代表者代表理事	安良岡 清作
同訴訟代理人弁護士	中村 英示

15

主 文

1 被告が、別紙対象消費者目録記載の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の金銭支払義務を負うことを確認する。

(1) 対象消費者が被告に支払った演奏参加費相当額の不当利得返還

20 の支払義務

(2) 上記(1)の不当利得返還義務に係る金員に対する履行請求の翌日から支払済みまで年5分の割合（ただし、履行請求の翌日が令和2年4月1日以降である場合は年3分の割合）による遅延損害金の支払義務

25 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例
に関する法律（以下「特例法」という。）上の特定適格消費者団体である原告が、
5 米国ニューヨーク市において開催予定の合唱フェスティバルが新型コロナウイ
ルス感染症の影響により延期されたことにより、同フェスティバルに参加する
目的で被告に演奏参加費を支払った別紙対象消費者目録記載の対象消費者（以
下「本件各対象消費者」という。）に対する被告の債務が履行不能となり、被告
10 が同演奏参加費相当額を法律上の原因なく利得したと主張して、特例法3条1
項2号に基づき、被告が本件各対象消費者に対し不当利得返還債務（以下、本
件各対象消費者の演奏参加費に係る不当利得返還請求権を「本件各対象債権」
という。）として同演奏参加費相当額の支払義務を負うことの確認を求めるとともに、特例法3条1項柱書括弧書に基づき、これに対する本件各対象消費者が
15 履行請求をした日の翌日から各支払済みまで民法（ただし、令和2年3月30
日までに履行請求をした場合は平成29年法律第44号による改正前の民法）
所定の法定利率の割合による遅延損害金の支払義務を負うことの確認を求め、
共通義務確認の訴え（特例法2条4号）を提起した事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実及び後掲各証拠（証拠番号については、
特に断りのない限り枝番を含む。）等により容易に認められる事実。証拠等の
20 掲記のない事実は当事者間に争いがない。）

（1）当事者

ア 原告は、令和4年号外法律第59号による改正前の特例法65条1項に
より内閣総理大臣の認定を受け、同法69条により令和4年8月19日に
25 その有効期間の更新を受けた特定適格消費者団体である（甲1）。

イ 被告は、文化芸能分野での国際交流活動を行い、国際理解を深めること

を目的とし、その目的に資するため、国内外での文化芸能分野の催事等を行う一般社団法人であり、平成24年以降、概ね毎年、米国ニューヨーク市に所在するカーネギー大ホール（以下「本件ホール」という。）において、「ニューヨーク合唱フェスティバル」という名称の合唱フェスティバルを主催している（甲2、10）。

(2) ニューヨーク合唱フェスティバルに参加する合唱団

ニューヨーク合唱フェスティバルでは、日米から参加する複数の合唱団が、それぞれ合唱曲を演奏（合唱参加）する。各合唱団には、演奏責任者として合唱を指揮する者（以下「指導指揮者」という。）がおり、指導指揮者の配下に、合唱曲の演奏（合唱参加）に加わる者（以下「合唱団演奏者」という。）がいる。（弁論の全趣旨）

(3) 2020第8回ニューヨーク合唱フェスティバルの開催計画等

ア 被告は、2020第8回ニューヨーク合唱フェスティバル（以下「本件フェスティバル」という。）の主催者として、同フェスティバルを令和2年3月11日に開催することを計画した（甲3、8、乙8、9、17、18）。

イ 本件フェスティバルに合唱団演奏者として参加するための費用（以下「演奏参加費」という。）は17万円とされた（甲3、8）。

ただし、平成30年12月25日までに参加申込みをした場合、特別割引として演奏参加費が14万円となり、平成31年3月8日までに参加申込みをした場合、早期割引として演奏参加費が15万円となる（甲7）。

(4) 本件フェスティバルの開催延期等

ア 被告は、令和2年3月6日頃、折からの新型コロナウイルス感染症のまん延の影響により、米国ニューヨーク市長が日本からの入国者に対して入国後14日間の待機を要請し、これを受けて本件ホールが日本からの入国者の立ち入りを制限したことから、本件フェスティバルの開催を令和3年

3月16日に延期することを決定した（甲9ないし11、乙14、16）。

イ その後、本件フェスティバルは、さらに2度延期され、令和5年3月29日及び同月30日に開催された（甲10、乙2ないし5、15）。

(5) 本件訴訟の提起に至る経緯

ア 消費者団体である特定非営利活動法人しづおか消費者ユニオンは、令和2年10月13日、被告に対し、本件フェスティバルの合唱団演奏者において支払った演奏参加費の返金について問い合わせをしたのに対し、被告は、被告と本件フェスティバルの合唱団演奏者との間には契約関係がないなどとして、返還義務がないと反論した（甲13ないし20）。

また、原告が、令和4年4月8日、被告に対し、本件フェスティバルの開催の延期に合意していない合唱団演奏者に対する演奏参加費の返還をするよう申し入れたところ、被告は、上記と同旨の反論をした（甲21ないし36）。

イ 原告は、令和5年7月27日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

2 爭点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本件各対象消費者と被告との間に、被告が本件フェスティバルを開催することを内容とする契約関係があるか（争点1）。

（原告の主張）

被告は、本件フェスティバルの主催者であり、本件フェスティバルへの参加の申込先や演奏参加費の支払先となっているほか、本件フェスティバルの収支予算書及び収支決算書にも、演奏参加費が被告の収入として記載されていることなどからすると、本件各対象消費者は、被告との間で、被告が本件フェスティバルを開催することを内容とする契約を締結したものである。

（被告の主張）

本件フェスティバルについては、被告が、指導指揮者との間で、多数の合

唱団が合唱参加できるような催事を構築することなどを内容とする業務委託契約を締結し、これを受けて、指導指揮者が自らの率いる合唱団等の団員の中から、同フェスティバルに参加して合唱を希望する者を募集し、参加させる構造になっている。このように、被告と本件各対象消費者との間に契約関係はない。

(2) 被告の本件フェスティバルを開催する債務が履行不能となり、本件各対象消費者から受領した演奏参加費相当額が被告の不当利得となつたか(争点2)。

(原告の主張)

本件フェスティバルは、当初、令和2年3月11日の開催が予定されていたところ、日本から参加するには渡米が必要であり、日本からの参加者にとって開催期日が重要であることは当然である。また、本件フェスティバルは、文化交流を行い、日米の親善を深めることを目的とするものであり、日本の合唱団員が参加することも重要な要素である。

しかし、本件フェスティバルは、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響により、本件ホールに日本からの入国者が立ち入ることができなくなつたため、令和2年3月11日の開催は不可能となり、もって当事者双方の責めに帰すことのできない事由によって履行不能となつた。

したがつて、被告が本件各対象消費者との契約に基づき支払を受けていた演奏参加費に相当する額は、民法536条1項(平成29年法律第44号による改正前のもの。同項につき、以下同じ。)に基づき不当利得となつた。

(被告の主張)

本件フェスティバルの核心部分は、本件ホールにおいて、観客を入れて、多数の合唱団及び合唱団員が参加して合唱を行うことにあり、令和2年3月11日という当初に予定されていた開催期日は重要ではない。そして、本件フェスティバルは、令和5年3月29日及び同月30日に開催されており、履行不能となつていない。

また、本件フェスティバルは、当初に開催が予定されていた令和2年3月11日であっても、米国の合唱団だけが参加する方法により開催することは可能であったのであり、本件フェスティバルの開催は、客観的に実現不可能になつていなかつた。

5 このように、仮に、被告が本件各対象消費者に対し本件フェスティバルに関する債務を負っていたとしても、同債務は履行不能になつてゐないから、被告が受領した演奏参加費相当額は不当利得になつてゐない。

(3) 被告の演奏参加費に係る現存利益の有無（争点3）

（被告の主張）

10 被告は、延期前の本件フェスティバルが開催される予定であった令和2年3月31日付け決算報告書において、債務超過の状態にあり、延期後の本件フェスティバルが開催された後の令和5年7月31日付け決算報告書においては、超過債務額がさらに増加しているため、本件各対象消費者から受領した演奏参加費については現存利益がない。したがつて、被告は、民法703条に基づき、同演奏参加費につき返還義務を負わない。

（原告の主張）

争う。

第3 当裁判所の判断

1 訴訟要件について

（1）多数性（特例法2条4号）

延期前の本件フェスティバルについて、日本からの合唱団演奏者の正確な参加者数については証拠上明らかではないものの、後掲各証拠によれば、同フェスティバルには、日本から5つの合唱団が参加する予定であったところ、米国からも5つの合唱団が参加し、日米で総勢約400名の合唱団演奏者が参加する予定であったこと（甲10、乙9、17、18）、延期後に開催された本件フェスティバルには、日米で合計16の合唱団が参加し、総勢約70

0名の合唱団演奏者が参加したこと（甲38、乙2、15）、第4回ないし第7回のニューヨーク合唱フェスティバルには、日本から3ないし4の合唱団が参加し、総勢約90名ないし150名の合唱団演奏者が参加していたこと（甲4、37）が認められる。これらの点からすると、同フェスティバルには、日本から1つの合唱団につき平均して少なくとも数十名の合唱団演奏者の参加が予定されていたと考えられるもので、そうすると、かなり控えめにみても、延期前の本件フェスティバルには日本から100名前後の合唱団演奏者が参加する予定であったと推認するのが相当である。

そして、延期前の本件フェスティバルへの参加を申し込んで演奏参加費を支払った合唱団演奏者について、被告は、延期後の本件フェスティバルに追加の演奏参加費を支払うことなく参加することができるという意向を示している（甲11、乙14）ものの、延期前の本件フェスティバルに参加予定であった合唱団演奏者のうち、どれだけの人数が延期後の本件フェスティバルに参加したかは客観的に判然とせず、延期後の本件フェスティバルが開催されたのが、延期前の本件フェスティバルの開催が予定されていた日から3年以上経過してからであったこと（前提事実(3)ア、(4)イ）、本件各対象消費者の一人の陳述書に、同人の同行する予定であった合唱団内では、延期前の本件フェスティバルに参加する予定であった合唱団演奏者の半数以上が延期後の本件フェスティバルに参加できなかつた旨の記載があること（甲12）をも踏まえると、延期前の本件フェスティバルへの参加を申し込んで演奏参加費を支払った合唱団演奏者のうち、相当程度の割合の者が延期後の本件フェスティバルに参加することができなかつたと推認するのが相当である。

このように、本件各対象消費者は、相当多数存在するということができるから、本件訴えは、特例法2条4号の多数性の要件を満たすというべきである。

（2）共通性（特例法2条4号）

本件各対象消費者は、被告に対し、本件フェスティバルへの参加を申し込んで演奏参加費を支払ったものの、本件フェスティバルの開催延期（前提事実(4)）により本件フェスティバルに参加できなかった合唱団演奏者らであり、請求を基礎付ける事実関係が主要部分においていずれも共通している。また、
5 その法的根拠についても、同開催延期により、被告の本件フェスティバルを開催する債務が履行不能になったことにより上記演奏参加費相当額が不当利得になったことを理由とするもので、共通性があることは明らかである。

したがって、本件各対象債権は、「共通する事実上及び法律上の原因」に基づくものであって、本件訴えは、特例法2条4号の共通性の要件を満たすと
10 いうべきである。

(3) 支配性（特例法3条4項）

本件各対象消費者が被告に対し支払った演奏参加費の金額は、参加申込みの時期により異なる（前提事実(3)イ）が、参加申込みの時期と演奏参加費の金額の組み合わせは3パターンにとどまる上に、演奏参加費を支払った際、支払日と支払金額が記載された領収書が被告から発行されること（甲6）からすると、簡易確定手続（特例法2条7号）において、本件各対象債権の内容（金額）を適切かつ迅速に判断することが困難であるとはいえない。

よって、本件訴えは、特例法3条4号の支配性の要件を満たすというべきである。

(4) 小括

以上のとおり、本件訴えは、いずれの訴訟要件も満たすということができ
る。

2 本案について

(1) 認定事実

前提事実及び後掲各証拠等によれば、以下の事実が認められる。

ア 本件フェスティバルの申込書の記載等

(ア) 本件フェスティバルの合唱団演奏者用の申込書は、被告名義で作成されており、氏名、住所及び在籍する合唱団の名称等の必要事項を記載した上で同申込書を被告に対してファックス又は郵送し、演奏参加費を被告名義の銀行口座に振り込むことで、本件フェスティバルへの演奏参加申込みの受付とする旨の記載がある。また、参加者側の都合で解約する場合の演奏参加費の取消料（キャンセル料）について記載がされているほか、主催者の都合で催事が中止された場合は演奏参加費全額を返還する旨の記載がある。（甲5）

(イ) 上記(ア)の手続によって支払われた演奏参加費の領収書は、被告名義で、各合唱団演奏者宛てに作成及び送付されている（甲6）。

(ウ) 被告名義で作成された本件フェスティバルのパンフレットや演奏参加費の割引に関する案内書面にも、上記(ア)と同様に、申込みの手続として、演奏参加申込書を被告にファックスする旨及び演奏参加費を被告に送金する旨の記載がある（甲3、7）。

また、本件フェスティバルの旅行（渡米）を担当するツアーエンターテイメントには、合唱団演奏者の手続に関し上記(ア)とほぼ同旨の記載に加え、被告への手続を終えると、被告から合唱団に手続完了の連絡がされるとの記載があるほか、演奏参加の問合せ先として被告が記載されている（甲8）。

イ 本件フェスティバルの旅程

本件フェスティバルに参加する合唱団演奏者は、令和2年3月9日に出発し、同月14日又は同月15日に帰国する予定であった（甲3、8、乙8）。

ウ 本件フェスティバルの收支予算書及び收支決算書等

(ア) 被告が本件フェスティバルへの内閣府後援の名義使用の承認を求めるために内閣総理大臣に提出した收支予算書（令和元年7月2日付け）に

は、「申請団体名」として被告が記載され、その収入の部には「演奏参加費」が計上されているが、支出の部には、参加する合唱団ないし指導指揮者への支出の記載はない（甲37）。

また、本件フェスティバルを実施した後の収支決算書（令和5年8月5日付け）にも同旨の記載がある（甲38）。

(1) 被告の第9期（平成31年4月1日ないし令和2年3月31日）の決算報告書には、36万2641円の当期純損失が（乙21）、被告の第13期（令和4年8月1日ないし令和5年7月31日）の決算報告書には、1661万0204円の当期純損失が（乙22）、それぞれ計上されている。
10

(2) 争点1（本件各対象消費者と被告との間に、被告が本件フェスティバルを開催することを内容とする契約関係があるか。）について

ア 原告は、本件各対象消費者と被告との間で、被告が本件フェスティバルを開催することを内容とする契約が締結された旨主張するのに対し、被告は、指導指揮者との間で催事の構築などを内容とする業務委託契約を締結しているもので、被告と本件各対象消費者との間に契約関係はない旨主張するので、以下、この点について検討する。
15

イ 既にみたとおり、被告は本件フェスティバルの主催者であり（前提事実(1)イ、(3)ア）、本件フェスティバルに関する合唱団演奏者向けの案内文書等の名義人であるだけでなく、参加の問合せ先や申込先とされていたこと（認定事実ア(ア)、(ウ)）、被告が、自身の発行する申込書やパンフレットにおいて、合唱団演奏者に対し演奏参加費を自己名義の口座に送金するよう依頼し、合唱団演奏者らはそれに従い被告名義の口座に送金していること（同ア(ア)ないし(ウ)）、被告が同支払に対し自らの名義で領収書を発行し、主催者の都合で催事が中止になった場合は演奏参加費全額を返還する旨明記して、被告自身が演奏参加費を返還する場合があることを明記していること（同ア
20
25

(ア)、(イ)) 及び被告が本件フェスティバルの収支予算書及び収支決算書において、演奏参加費を被告の収入として計上していること（同ウ(ア)）が認められる。このような事情に照らすと、被告としては、自らが契約の主体として、合唱団演奏者らから演奏参加費の支払を受け、その対価として、本件各対象消費者のために本件フェスティバルを開催する債務を負う旨の意思表示をしていたものというべきであって、被告が本件各対象消費者から申込書の送付を受け、演奏参加費の送金を受けた時点で、本件各対象消費者と被告との間に、被告が本件フェスティバルを開催する債務を負うことを内容とする契約が締結されたと認めるのが相当である。

ウ これに対し、被告は、指導指揮者と本件各対象消費者が本件フェスティバルに参加して演奏する契約を締結したことを裏付ける証拠として、被告と指導指揮者の一人との間で、各合唱団あるいはその主催者たる指導指揮者が合唱団演奏者から演奏参加費を徴収し、被告に納金することを合意したことを見示す議事録（乙10）を提出する。しかしながら、上記議事録が示す合意内容は、被告が自身の発行する申込書やパンフレット等に演奏参加費の支払先として被告を記載し、合唱団演奏者から支払を受けると被告名義で領収書を発行していること（認定事実）と整合しないし、そもそも、上記議事録自体、被告が作成した文書にすぎず、指導指揮者の署名や押印も存しない上、上記合意をしたとされる日から4年以上が経過して作成されたものであって、どのような経緯で作成されたのかについても証拠上不明であるから、にわかに信用することができない。

また、被告は、演奏参加費の支払先口座が被告の預金口座とされているのは、指導指揮者からの依頼に基づくものであると主張し、その理由としては、本件フェスティバルの演奏参加費を受け入れるためだけに事業用銀行口座を開設することが困難であることや、個人名義の口座に演奏参加費を受け入れると公租公課を賦課される危険性が高いことを指摘する。しか

しながら、上記の各点は、いずれも被告名義の口座に演奏参加費を送金する必要性があるとするに説得的な事情であるとはいえないし、被告の主張は、既にみたとおり、本件フェスティバルの収支決算書等において演奏参加費を被告の収入として計上していることや、それを指導指揮者への支出として計上していないこととも整合しない上、本件フェスティバルの申込書（甲5）やパンフレット（甲8）等に、指導指揮者が合唱団演奏者との契約の主体であることを示す、あるいはそのことをうかがわせる記載は一切なく、演奏参加費についても、上記各書類等に、被告が指導指揮者に代わって自らの預金口座に受け入れる旨の注記も全く存しないもので、これらの点は、被告が指導指揮者の依頼に基づいて演奏参加費を自らの預金口座に受け入れているとする、被告の主張に説得力が乏しいことを示している。

さらに、被告は、本件各対象消費者と契約関係にあるのが指導指揮者であることの根拠として、被告と指導指揮者との間で、本件フェスティバルに参加予定であった合唱団演奏者が延期後の本件フェスティバルに参加することができない場合、指導指揮者において、延期後に参加する合唱団演奏者から徴収した演奏参加費を、参加することができない合唱団演奏者に支払うなどの清算を行うことを合意していたなどと主張する。しかしながら、被告が同主張の裏付けとする「【ご連絡】ニューヨーク合唱フェスティバル演奏費の扱いに関して」と題する被告名義の書面（乙14）には、「来年ご参加できないかたへは、合唱団内で新規参加を募るなどで演奏参加費の（注：原文のまま）調整していただくよう指揮者先生にお願いを終えています。」とあるのみで、作成日時は記載されておらず、合唱団演奏者から演奏参加費に関する要望を受けて作成されたということのほかにどういった経緯で作成されたのかも明らかでない上、指導指揮者が関与した形跡等も見当たらないことからすると、同書面の存在のみから、被告の主張する上記合意があったと認めるには足りない。

なお、被告は、指導指揮者の二人との間で、日本国内の練習指導料等は指導指揮者が合唱団演奏者から直接徴収すること（第3条）等を締結した覚書（乙12、13）を提出するが、同条に演奏参加費の記載はないから、上記イの認定と矛盾するものではない。

5 そのほか、本件全証拠に照らしても、被告の上記主張を裏付ける的確な証拠はなく、被告の上記主張は採用することができない。

(3) 争点2（被告の本件フェスティバルを開催する債務が履行不能となり、本件各対象消費者から受領した演奏参加費相当額が被告の不当利得となつたか。）について

10 ア 原告は、本件フェスティバルは日本の合唱団演奏者が参加できる状態で令和2年3月11日に開催することが重要であつて、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響で本件ホールに日本からの入国者が同日に立ち入ることができなくなつたことにより、被告の本件フェスティバルを開催する債務が履行不能になつた旨主張し、被告はこれを否認ないし争う。

15 イ そこで検討するに、本件フェスティバルが「日米親善・草の根交流」や「東日本復興支援」を謳っているものであつて（甲3、8、乙8、9、17、18）、このような本件フェスティバルの目的、趣旨からすると、日本の合唱団員が参加することはその開催に当たつて不可欠な要素といふことができる。また、本件フェスティバルに参加する日本の合唱団演奏者においては、高額の費用や長時間かけて渡米する必要があることに加え、大人数で歌声を調和させるという合唱の性質上、本件フェスティバルの本番に向けて、複数回にわたり計画的に練習を実施する必要があることは当然であり、このような点に照らすと、本件フェスティバルの開催期日は契約上極めて重要な要素といふべきである。

25 そして、米国ニューヨーク市長が令和2年3月6日頃に日本からの入国者に対して入国後14日間の待機を要請し、これを受けて本件ホールが日

本からの入国者の立ち入りを制限したこと（前提事実(4)ア）により、同月9日に日本を出発する予定であった日本の合唱団演奏者（認定事実(2)）が同月11日に本件ホールで開催される予定であった本件フェスティバル（前提事実(3)ア）に参加することは不可能になったといわざるを得ず、この時点で、被告において、日本の合唱団演奏者が参加できる状態で本件フェスティバルを開催する債務が履行不能になったと認めるのが相当である。

5

ウ これに対し、被告は、本件フェスティバルの開催日は重要ではなく、実際に約3年後の令和5年3月に開催されているから履行不能とはいえない旨主張するが、上記イにおいて認定判断したとおり、日本の合奏団演奏者との間の契約においては、開催日は極めて重要な要素というべきであり、少なくとも、相手方の同意なく開催日を1年以上先に延期することが契約上許容されていたといえないことは明らかである。

10

エ したがって、被告の本件各対象消費者に対する本件フェスティバルを開催する債務は、当事者双方の責めに帰することのできない事由によって履行不能になったと認められるから、被告が本件各対象消費者との契約に基づき支払を受けていた演奏参加費相当額は、民法536条1項に基づき不当利得となったと認められる。

15

(4) 争点3（被告の演奏参加費に係る現存利益の有無）について

ア 被告は、延期前の本件フェスティバルの開催が予定されていた日の時点で債務超過の状態にあり、延期後の本件フェスティバルが開催された後は超過債務額がさらに増加しているとして、本件各対象消費者から受領した演奏参加費については、現存利益がなく、被告は不当利得返還義務を負わない旨主張する。

20

イ しかしながら、金銭の受領による利得については、これを債務の弁済や必要な経費等の支払に充てたときなどは、債務額の減少や経費の支払による便益の享受といった形で利益が現存しているというべきであって、金銭

25

5

の利得について、実際に現存利益の消滅を認め得る場合は稀であるということができるところ、かかる金銭の受領による利得について現存利益が存しないことについては、不当利得返還請求権の消滅を主張する者が主張・立証すべきであると解される（最高裁昭和62年（オ）第888号平成3年1月19日第三小法廷判決・民集45巻8号1209頁参照）。

10

これを本件についてみると、認定事実ウ（イ）のとおり、被告の第9期（平成31年4月1日ないし令和2年3月31日）及び第13期（令和4年8月1日ないし令和5年7月31日）の決算報告書に当期純損失が計上されているものの、上記説示に照らすと、そのことのみで被告の演奏参加費に係る利得が消滅したということはできず、本件全証拠によても、他に同利得が消滅したことをうかがわせる事情を認めるには足りない。

ウ したがって、被告の上記主張は採用することができない。

第4 結論

15

以上によれば、原告の請求は理由があるからこれを認容することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第4部

裁判長裁判官

西村 康一郎

20

裁判官

沓掛 遼介

25

裁判官

篠原 優斗

(別紙)

対象消費者目録

被告との間で、被告が主催する令和2年3月11日実施予定の「2020第8回
ニューヨーク合唱フェスティバル」に参加して演奏する契約を締結し、被告に演奏

- 5 参加費を支払った消費者

以上

これは正本である。

令和 6 年 8 月 23 日

東京地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 梅崎忠仁

